

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等の概要

I 背景

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）に基づき、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「第二種指定設備設置事業者」という。）は、第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関して取得すべき金額及び接続条件を記載した接続約款の届出・公表等（第 34 条）の義務を負っている。

総務省において、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月までにかけて実施した、移動端末設備を用いて利用される電気通信役務であって、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるものを提供する事業者（以下「MVNO」という。）と第二種指定設備設置事業者との間の接続に関する協議の状況についての調査の結果を踏まえ、第二種指定電気通信設備に係る接続の提供条件の透明性・適正性等を確保し、移動電気通信市場における公正競争環境を向上させるため、第二種指定設備設置事業者の接続約款の記載事項を追加するとともに、第二種指定設備設置事業者がデータ伝送交換機能に関し取得すべき金額の算定方法を追加する等の省令等改正を行う。

II 概要

1. 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）

接続約款記載事項の追加（第 23 条の 9 の 5）

データ伝送交換機能等を利用する接続事業者が通常必要とする次の事項について、提供条件の透明性等を確保し、接続を円滑に行えるようにするため、第二種指定電気通信設備に関する接続約款への記載事項を追加する。

- ①標準的な役務利用管理システム（電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにそれらに関する情報の管理を行うためのシステム）の機能及び料金
- ②SIM カードの種類ごとの機能
- ③第二種指定設備設置事業者の電気通信役務の提供に生じた障害に関する情報の接続事業者への通知責任

2. 第二種指定電気通信設備接続料規則（平成 28 年総務省令第 31 号）

(1) データ伝送交換機能の区分（第 4 条第 2 項）

データ伝送交換機能について、当該機能による通信を成立させるために不可欠な構成要素ごとに接続料の算定方法を定めるため、以下の区分を設ける（②及び③は、今般

新たに第二種指定電気通信設備接続料規則に位置づけ。)

- ① ②③以外のもの
- ② 特定移動端末設備に接続される伝送路設備に関する情報の管理及び端末の認証その他付随するもの（回線管理機能）
- ③ SIM カードの提供に係るもの

(2) データ伝送交換機能の接続料の算定方法（第 13 条）

データ伝送交換機能の接続料の単位について、第 4 条第 2 項に掲げる区分に応じて以下のとおりとする。

- ① (1) ①の接続料 回線容量（従来どおり）
- ② (1) ②の接続料 回線数
- ③ (1) ③の接続料 SIM カードの枚数

また、(1) ③の SIM カードの提供に係る接続料については、接続会計に基づく通常の算定方法の他に、以下の方法を用いることもできる（第 2 項）。算定方法は、翌算定期間においても、同じ算定方法を用いることとする（第 3 項）。

原価= (SIM カードの調達費用)

+ (SIM カードの管理及び提供に要する費用として合理的に算出したもの)

利潤= (SIM カードの提供から接続料の収納までの運転資本)

× ((1) ①の接続料の利潤/レートベース)

(3) 接続料の計算等（第 16 条）

第二種指定設備設置事業者は、毎事業年度の接続会計を整理したときに、その結果等と通信量等の実績値に基づいて、接続料を計算する（第 1 項。SIM カードの提供に係る接続料について、第 13 条第 2 項の規定による接続会計によらない算定方法により算定する場合も、同様に毎事業年度、接続料を計算することとする。)

接続料を変更した際には、遡及精算を行わなければならない（第 2 項）が、SIM カードの提供に係る接続料について、第 13 条第 2 項の規定による算定方法により算定する場合には、遡及精算を行う必要はないこととする（第 3 項）。

III 施行日等

施行日及び経過措置について以下のとおり定める。

- (1) 公布の日から施行する。

- (2) 改正後の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成 28 年 4 月 1 日以降である接続料の算定から適用する。ただし、SIM カードの提供に係る接続料は、平成 30 年 4 月 1 日以降の接続料から適用する。
- (3) 改正を受けた、接続約款の変更の届出は施行日から 3 月以内に行うこととする。

IV その他

諮問事項以外にも、以下のとおり、電気通信事業法施行規則及び平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）の改正を行う。

【電気通信事業法施行規則】

- 第二種指定電気通信設備に関する接続料のうち、接続事業者の請求に応じて個別に開発する機能や、開発に要した費用を事業者数などで案分する機能であるため、あらかじめ接続約款にその実額を記載できないものについて、機能ごとの案分方法を含む算定方法を接続約款記載事項と規定（第 23 条の 9 の 3）

【平成 28 年総務省告示第 107 号（情報の開示に関する事項を定める件）】

- 第二種指定電気通信設備との円滑な接続を行う上で重要な次の事項について、第二種指定設備設置事業者による情報開示義務を追加
 - ①MNO 網における障害情報の通知
 - ②役務利用管理システム又は SIM カードへの機能追加又は変更の通知
 - ③第二種指定電気通信設備接続料規則で定める機能の接続に当たって利用する必要がある機能に係る取得すべき金額であって、MVNO の接続請求に応じて個別に開発する機能に係るもの、又は機能の開発に要した費用を利用する事業者数で案分することにより金額が変動するものについて、あらかじめその実額が接続約款に記載できないもの見込み額の公表
 - ④端末接続試験について、標準的な料金を含む情報の開示
 - ⑤接続約款への記載が義務づけられた機能ごとの接続料の、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比

以上